

⚠️ご注意ください！

(令和6年4月時点)

米原市

転職や転出などで加入している医療保険者が変わる場合は、資格喪失日の前日までとなります

今年12月2日から 現行の保険証は 発行されなくなります

70・75歳到達者など
R6.12.2～R7.7.30までに有効期限が切れる場合は、その有効期限まで

※令和6年12月1日までに発行された保険証は、令和7年7月31日まで有効です
＜医療保険者が変わる場合は、加入・喪失の届出が引き続き必要です＞

とっても
カンタン！

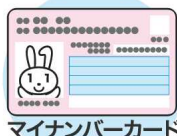
医療機関等を受診の際は マイナンバーカード をご利用ください

1

受付



マイナンバーカードを
カードリーダーに
置いてください。



マイナンバーカード

カードリーダーで
マイナンバーカードを
保険証として登録
できます！

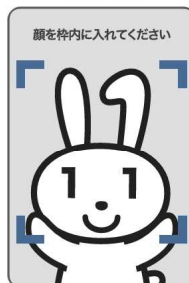


2

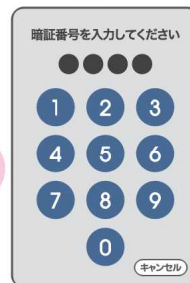
本人確認

顔認証または
4ケタの暗証番号を入力してください。

顔認証



暗証番号



or

3

同意の確認

診察室等での診療・服薬・健診情報の
利用について確認してください。

過去の情報を
利用いたします

過去の手術以外の診療・お薬情報を
当機関に提供することに同意し
ますか。
この情報はあなたの診療や健康管
理のために使用します。

同意しない

同意する

(40歳以上対象)
過去の情報を
利用いたします

過去の健康情報を当機関に提供す
ることに同意しますか。
この情報はあなたの診療や健康管
理のために使用します。

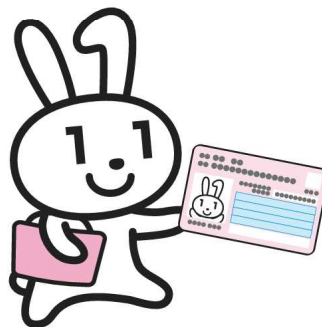
同意しない・40歳未満

同意する

4

受付完了

お呼びするまでお待ちください。



※ 高額療養費制度をご利用される方は、続けて
確認・選択をお願いします。

カードを忘れずにお取りください！



マイナンバーカードを保険証として利用するための登録がまだの方は、以下2つの準備をお願いします。

STEP1.

マイナンバーカードを申請

■申請方法は選択可能です

- ① オンライン申請
(パソコン・スマートフォンから)
- ② 郵便による申請
- ③ まちなかの
証明写真機からの申請



STEP2.

マイナンバーカードを 保険証として登録

■利用登録の方法

- ① 医療機関・薬局の受付
(カードリーダー)で行う
- ② 「マイナポータル」から行う
- ③ セブン銀行ATMから行う

※ 4ケタの暗証番号が必要です



- ※ マイナンバーカードの申請および健康保険証登録は、米原市役所本庁舎・山東支所・各市民自治センターでも手続きができます。
- ※ 利用登録状況は、マイナポータルでご確認いただけます。
- ※ 転職等により加入する医療保険の資格が変わった場合等は、新たな資格情報の反映に一定の期間を要します。ご自身の最新情報の反映状況については、マイナポータルにてご確認ください。



マイナポータル
はこちら

マイナンバーカードを使うメリット

① 医療費を20円節約できる

紙の保険証よりも、皆さまの保険料で賄われている医療費を20円節約でき、自己負担も低くなります。

② より良い医療を受けることができる

マイナポータルで自身の過去のお薬情報や健康診断の結果を見られるようになる他、医療機関等の窓口で本人が同意すれば医師や薬剤師も確認でき、多くの情報を基にした治療や服薬管理が可能となります。

③ 手続きなしで高額医療の限度額を超える支払を免除

限度額適用認定証等がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払が免除されます。

- 今年12月2日以降、保険証利用登録がされたマイナンバーカードを保有していない方には、発行済み保険証の有効期限が切れる前に、申請いただくことなく「資格確認書」が交付され、引き続き、医療を受けることができます。
- マイナ保険証を紛失等した場合は、保険者に申請いただくことで「資格確認書」が交付されます。

※ 国民健康保険税に一定の滞納がある場合は、医療機関等の窓口で10割の自己負担をしていただくことになりますので、納期内の納付をお願いします。



厚生労働省ウェブサイトはこちら